

平成27年度第4回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成28年(2016年)1月28日(木)

午後2時00分～午後2時57分

場所 平塚市役所本館7階 710会議室

- 1 出席者 永田会長、縣委員、尾崎委員、小梶委員、堀之内委員、
久保田委員、松井委員、中村委員、松本委員、小薄委員、綾部委員
以上委員11名
(欠席者：増井委員、南出委員 以上2名)

事務局：高橋健康・こども部長、古矢保険年金課長、浦田課長代理、
吉川課長代理、古田主管、塩谷主査、小田島主事、

- 2 傍聴者 なし

3 開 会

永田会長は、出席委員数が平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定による定足数に達していることを確認したうえ、平成27年度第4回平塚市国民健康保険運営協議会の開会を宣言した。

4 審 議

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長： 議題(1)「平成28年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)について」を、議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事前に配付いたしました、**資料1**「平成28年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)」を御覧ください。
申し訳ありませんが、この資料を送付しました後に、平成28年度の当初予算案が一部変更しております。12ページから14ページまでが差替えとなりますので、このページの説明になりましたら、本日お配りした資料を御覧ください。

国民健康保険の現状から御説明いたします。

まず、1ページの「(1)国民健康保険の加入状況について」になりますが、2ページ目の上段に載せてあります「国保被保険者数」の表を御覧になりながらお聞きください。

近年、国民健康保険の加入者は、少子高齢化の進展等による社会構造の変化と経済情勢を反映して、高齢者や失業者、非正規労働者等が増えていますが、非正規労働者については、平成28年10月より短時間労働者への被用者保険の適用が拡大

されることとなっています。

表の左から4列目、真中にあります被保険者数の列を御覧ください。ここ数年の本市国民健康保険の年度平均の被保険者数を見ますと、平成20年度の医療制度改革で平成20年4月1日に後期高齢者医療制度が創設されたことにより、19年度まで老人保健だった75歳以上の方が国保からいなくなり、20年度には大幅に減少しました。その後リーマンショックによる経済雇用状況の悪化などにより、平成21年度は前年度比で0.89ポイント増加しましたが、22年度、23年度はほぼ横ばいでした。平成24年度、25年度は前年度と比べ2年続けて1,000人弱の減少、26年度は前年度と比べ1,895人減少し、74,326人となって、市民の28.9%が加入者になっています。

全国的にも市町村国保の被保険者数は減少傾向で、平成20年度から25年度で160万人が減少し、平成26年度は1年間で84万人が減少と平成20年度以降最も多くなっています。これは、「少子化で人口が減っている上に高齢化で後期高齢者医療制度に移る高齢者が増加していること」と、特に平成26年度は「景気回復で、被用者保険に移行した若年層が増えたこと」が加わった結果とみられています。

次に、表の右側にあります被保険者数の内訳をみますと、一番下にあります平成26年度は、一般被保険者数は71,494人で、被保険者全体に対する構成比は96.2%、また、退職被保険者及びその被扶養者の数は2,832人で、被保険者全体に対する構成比は3.8%でした。前年度に比べ一般被保険者数は1,197人、退職被保険者及びその被扶養者の数も698人の減少になっております。

続きまして、下段にあります「介護保険第2号被保険者数」の表を御覧ください。

直近の3か年を見ますと、平成24年度は前年度と比べ720人の減少、25年度は前年度と比べ1,052人の減少、26年度は前年度と比べ1,524人の減少になっております。

次に、3ページの「(2)国民健康保険税の収納状況について」を御覧ください。

平成27年度は収納率向上のため、正規職員の窓口負担を軽減し、収納事務に注力できるよう、嘱託員の配置を見直し、訪問徴収嘱託員を1名減らし、納付窓口業務嘱託員を1名配置しました。また、短期被保険者証（通称：短期証）の期限を4か月から6か月に見直し、収納事務を効率化したことによってきめ細かい納付相談・納付指導ができるようになったことや、催告状の文面に滞納処分を行う旨を追加したり、催告状の効果を高めるため色紙としたことなどにより滞納の減少に努めています。特に現年度分の滞納者に対しては、早期に納付指導を行い、一括納付が難しい場合には、分割納付を指導しています。また、支払能力がありながら納付相談や納付指導等に応じない世帯には、被保険者資格証明書（通称：資格書、平成27年12月末現在で35世帯、36人）を交付しています。さらに預貯金や生命保険、給与、不動産等の財産調査も行い、交付要求や差押えなどの滞納処分についても重点的に実施しています。また、社会保険加入の疑いのある方に、国保の資格を喪失している場合は脱退届出をするように勧奨する通知や、訪問のうえの脱退届出の説明等を行っています。通知を送付しても届出に來られない方につきましては、調査のうえ職権で国保の資格を喪失させることも行っています。直接の収納率向上対策

ではありませんが、被保険者の資格を適正にし、保険税全体の調定額を適正化することで収納率の向上に繋げています。

続いて、同じ3ページの中段より少し下にあります「ア 年度別収納率の推移」の「国民健康保険税 年度別収納率の推移」の表を御覧ください。

平成26年度の現年課税分の収納率については88.67%となり、前年度比で0.05ポイント減少しています。

また、滞納繰越分の収納率については9.87%となり、前年度比で0.66ポイント増加しました。この結果、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は64.32%となり、前年度比で0.34ポイント減少しています。

一枚めくっていただき、4ページの「県下19市現年度収納率」の表を御覧ください。この表は昨年12月17日に開催した第3回運営協議会でもお配りしましたが、数市平成26年度の収納率が変わっておりますので、19市の平均収納率も変わっております。

平成26年度の県内19市平均の収納率は91.42%で、本市は上位から16番目になりました。

5ページを御覧ください。「保険税(料)1人当たり及び1世帯当たり現年度分課税額(調定額)年度別推移」になります。

まず、1人当たりの課税額は同じ5ページに表とグラフが載せてあります。

平成26年度の県内19市平均の1人当たり課税額は103,903円で、本市は92,368円でした。本市は課税額の多い方から15番目でした。

6ページを御覧ください。1世帯当たりの課税額の表とグラフになります。

平成26年度の県内19市平均の1世帯当たり課税額は170,838円で、本市は158,532円でした。本市は課税額の多い方から15番目でした。

7ページは「(3) 高齢受給者による国保財政への影響」になります。

中段にあります「療養給付費に占める高齢受給者の割合」の表を御覧ください。

表の下から2段目に高齢受給者の被保険者数があります。一番右側にある平成26年度の高齢受給者の被保険者数は年度平均13,887人で、前年度比6.68ポイント、869人の増加となりました。被保険者全体に対する構成比は18.68%となっております。

また、その下の段に高齢受給者の療養給付費があります。平成26年度の高齢受給者の療養給付費は58億2,068万円余で、前年度比10.87ポイント、5億7,064万円余の増加となりました。療養給付費全体に対する構成比は35.12%となっております。

8ページを御覧ください。「平成28年度国民健康保険事業運営基本方針」になります。

高齢化の進展や医療技術の高度化などにより保険給付費は増加し、財政状況は一

段と厳しさを増すと懸念されます。

こうした中、平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、財政赤字の改善と将来的な保険税（料）負担の平準化を進めることとなりました。

これらを踏まえ、平成28年度に保険税率の引き上げ改定を実施することが必要であると判断しました。

まず、「(1) 国民健康保険税課税事務の円滑かつ適正な実施」としましては、平成28年度及び平成29年度の「その他一般会計繰入金」が、前回税率改定した平成23年度から平成27年度までの平均額程度となるようにする国民健康保険税率の改正案を平成28年3月議会に上程します。成立後は、円滑な実施に向け、電算システムへの反映と検証を行い、また、被保険者の理解と協力が得られるように周知に努めます。

「改定の内容」ですが、平成28年度は国民健康保険税の全体の調定額が約4億円、率で7.03%増となるよう税率改定を行います。

今回の改定では、応能割（所得割額）と応益割（被保険者均等割額・世帯別平等割額）の比率を地方税法で定める50対50の法定比率を維持することとした上で、基礎課税額と介護納付金課税額については、全体の税額を引き上げ、後期高齢者支援金等課税額については、全体の税額の引き上げは行わず、法定比率と現行比率との乖離を縮小するための見直しのみを行うこととします。

次に、9ページ「(2) 国民健康保険税収納率向上対策」を御覧ください。

まず、収納率の目標ですが、平塚市行財政改革計画で、国民健康保険税は平成28年度から現年、滞納繰越分合計の収納率を前年度比0.2ポイント増としております。

平成28年度から開始するものとしましては、「嘱託員等の配置の見直し」になります。平成27年度にも嘱託員1名の見直しを行いました。28年度は訪問徴収嘱託員を3名減らし、納付窓口業務嘱託員を1名追加して2名の配置とします。また、資格窓口業務嘱託員を新たに1名配置し、収納班の正規職員を1名増員します。その分資格班の正規職員は1名減らします。さらに県税OB1名を配置する方向で検討しています。この見直しによって、正規職員の内部事務や徴収事務への集中・強化を図ります。

その他現在行っております具体的対策につきましても継続して行っています。

10ページにあります「(3) 被保険者資格適用の適正化」としましては、継続して現在取り組んでいることをあげています。

「(4) 医療費適正化」として、平成28年度から開始するものとしましては、ジェネリック医薬品差額通知のレイアウトの変更です。医療費のさらなる削減効果が上がることを期待しております。また、27年度からは、柔道整復師等の療養費支給申請書の点検を行い、初検料算定等の疑義がある申請書の返戻も始めました。

「(5) 保健事業の推進」では、11ページ上段を御覧ください。生活習慣病重症化予防事業を平成27年度から開始します。このことにつきましては、昨年12月17日の第3回運営協議会でも説明させていただいております。

この事業では、国保データベースシステムを活用し、特定健康診査の結果で、糖尿病の受診勧奨値であるHbA1c6.5%以上の受診歴等がない方を抽出し、受診勧奨と保健指導を行います。現在のところ対象は13人で、平成28年1月20日から始めております。

次は、12ページの「平成28年度国民健康保険事業特別会計当初予算(案)の概要」になります。本日お配りした資料を御覧ください。

このことにつきましては、3月議会での承認が得られればということが前提になります。平成28年度当初予算案の歳入歳出総額は、前年度比0.1ポイント、2,600万円減少の338億5,500万円となります。

保険税の全体の調定額が7.03%増となるよう税率改定した平成28年度当初予算案となっています。

それでは、ここからは13ページを御覧になりながらお聞きください。左の欄外に振られています数字は、各科目の款となっています。

歳入においては、1款・国民健康保険税は前年度当初予算と比べて、一般被保険者分は2億4,899万円余増、退職被保険者等分は7,348万円余減となり、全体では1億7,550万円余増の65億2,907万円を計上しています。

3款・国庫支出金は、定率国庫負担金である療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の交付見込額として57億5,686万円余を計上しています。

4款・療養給付費交付金は退職者医療制度による交付金です。この退職者医療制度は平成27年3月で廃止されたため、27年度以降は新たに当該制度の対象となる方はいなくなり、既に当該制度の対象となっている方は65歳になるまでとなりました。このため、退職被保険者等の人数は減少し、歳出の退職被保険者等の保険給付費は大きく減少すると見込み、前年度比25ポイント減の8億5,073万円余を計上しています。

5款・前期高齢者交付金は、平成22年度から平成27年度までの交付実績から推計して、78億2,627万円余を計上しています。

9款・繰入金は、法定繰入金とその他一般会計繰入金を計上しています。財政援助費であるその他一般会計繰入金は、税率の引き上げ改定を実施することにより、前年度当初予算と比べて、3億9,766万円減の14億9,661万円余を計上しています。

続いて、14ページを御覧ください。

歳出においては、2款・保険給付費では、一般被保険者分の療養給付費、高額療養費は、被保険者数は減少するものの、1人当たり保険者負担額は増加すると見込み、増で計上しています。また、退職被保険者等分の療養給付費、療養費、高額療養費は、減で計上しています。保険給付費全体では前年度比0.2ポイント減の200

億 3,882 万円余を計上しています。

平成 28 年度当初予算案の概要についての説明は、以上になります。

15 ページ以降は、「平成 18 年度以降の主な医療制度改正について」載せてあります。

国民健康保険関係を抜粋してありますので、御覧になっておいてください。

以上で、議題（1）の「平成 28 年度平塚市国民健康保険事業基本運営方針（案）について」を終わりにさせていただきます。

会 長 : 事務局から説明がありました。御質問、御意見等ございませんか。

委 員 : 8 ページの改正内容、税率と賦課割合の見直しのところですが、平成 27 年度に国から保険者支援制度の拡充ということで、1,700 億円が国の方であてられていますが、これは平塚市にはどれくらいきて、どのように使われるのかお聞きしたいと思います。

それから、次の改定に当たっての基本的な考え方のところ、応能割、応益割を 50 対 50 にしていくということで県内自治体の現状はどうか、これを今実施するとどうなるのかということをお聞きしたいと思います。

事務局 : まず、保険基盤安定制度の保険者支援分、こちらが 1,700 億円平成 27 年度から増えることとなりますが、今現在、平塚市においては変更申請をしており、まだ交付決定はされていない状態ですが、こちらにつきましては、平成 26 年度が 173,697,415 円でした。これが、今申請している平成 27 年度につきましては、472,341,034 円になります。今お話しさせていただいたのは申請金額であり、繰入金総額として、市の 4 分の 1 も入れた分になります。保険者支援制度につきましては国が 2 分の 1、県が 4 分の 1 の負担割合で見いただくものですが、国、県からいただける分ということで、26 年度を見ますと、130,273,060 円になります。27 年度に国、県からいただく予定の分は、354,255,775 円になっています。

次に、応能・応益の負担割合についてですが、こちらにつきましては一応国の方で定めている標準割合、これが 50 対 50 でこれを大きく違わなければそれ以外の割合を定めて構いませんよとなっています。県内でこの割合を見ますと、大きいところで横浜市、川崎市については 60 対 40、横須賀市については 50 対 50 です。平塚市は 50 対 50 で、藤沢市も 50 対 50 の割合です。小田原市を見ますと 55 対 45、茅ヶ崎市も 55 対 45 になっております。

委 員 : 財政安定化のための 1,700 億円のところですが、それが入った時にはどのように使うのかというところの御回答をいただきたいと思います。

事務局 : 保険者支援分として繰入れたものは、一般被保険者の保険給付費、後期高齢者支

援金、介護納付金に充てさせていただいております。

委員：そうしますと、今回その調定額で約4億円、7.03%増の値上げで行いたいということですが、保険者支援制度の拡充でほぼそれが賄える金額ではないか、この値上げはしなくても済むのではないかと思っているわけですが、そのところをお聞かせください。あと、県内自治体の状況、横浜市では応能割が65対いくつと、そして他の所でも55対いくつということで、実際に行われている状況を見ますと、平塚市は応能割が50までいっていない非常に低い、県内の中でも唯一40%台になっている状況であると思います。やはり応益割を多くするというよりも、応能割をしっかりと十分出していくというのが、市民の方々にとっては大事なのではないかなと思います。県内全体でもそういう傾向があるわけですが、平塚市は今後その50対50をずっと決めていくというところでは、市民の方々への負担ということではどのようにお考えでしょうか。

事務局：まず1つ目の質問の保険者支援分の増額分についてですが、これだけあれば保険税を引き上げなくてもやっていけるのではないかということだったと思います。平成27年度予算につきましては、ここで3月補正をさせていただいて最終的にあとは決算を待つという形になるわけですが、予算については本当にぎりぎりいっぱい27年度の状況になっているというところなんです。27年度はちょっと予期しなかった分の返還金等もありましたので、その分が多めに出してしまったというところもあったわけですが、28年度当初予算についても当然、この保険者支援分が来年度も1,700億円入るわけですので、この分についても計算させていただいております。ただ、ここ数年は保険税が毎年1億数千万円から2億数千万円下がっているということもありますし、保険給付費が平成27年度になってまた急激に上がってきていることもあります。それらのことを加味して見たところ、このままでは平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県になるわけですが、そこまでの29年度までの間で見ても、かなりきつくなってしまうと考えております。このまま30年度を迎えてしまうと、そこで県は、標準保険税率を示すこととなりますが、その時には財政赤字を改善するという一つの目的がありますので、当然かなり高い税率を示されてしまうのではないかと考えています。そこで、一度ここで、これ以上平塚市のその他一般会計繰入金を増やすことが無いようにしたいということで、税率の引き上げ改定をさせていただきたいということです。また、応能割と応益割の関係の質問ですが、平塚市は唯一40%台の応能割になってしまっているというお話ですが、こちらにつきましては、平成23年度に税率改定をしまして、4年間税率改定しないで据え置いたままでしたが、その間にも国保の加入者の高齢化が進んでいます。そうしますと、やはり高齢化によって国保加入者全体の所得が少し下がってしまいます。応能割は税率の引き上げ改定をしないとどうしてもその割合が下がってしまいうところがあります。今回はその応能割については、50ちょっと超えたくらいのところの算定でさせていただいておりますので、税率改定をしない間に法定割合と乖離してしまった分を今回の改定で戻させていただきたいということでやらさせていただいております。

会 長 : 他にいかがでしょうか。

会 長 : それでは、私の方から良いですか。9ページにあります、平成28年度の基本方針の中の収納率向上対策ですが、この中に嘱託員等の配置の見直しというのがあります。現在、現年度課税分の収納率は19市の中で16番目ということで、収納率が非常に悪い状況です。平成23年度くらいからずっと収納率が悪くなっています。そういった点を考えると、こういった見直しがされることでどれくらい、逆に言うと、以前の良い状況に近くなるのか。平成22年度くらいまでは順位はずっと1桁台できているわけですね。と同時に、課としては今回のこの体制を組む段階で、収納率の目標値をどれくらいと考えたのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思いますが。

事務局 : 9ページの国民健康保険税収納率向上対策について、まず目標値としては平成27年度比プラス0.2%を一つの目標という形で方針の中では定めています。ただ、収納率は年々下がってきています。限られた予算の中で職員が増えていくということはありません。そのような中で一番負担になっているのが日中の納付相談に来庁される方への対応です。納付相談には1日50人とか、60人とかみえていまして、その対応でほとんど内部の収納事務に取り掛かる時間がありません。今回、従来11名おりました嘱託員の仕事の内容の変更を行うことによって、職員の窓口での対応時間を減少し、さらに収納事務を強化したいということで配置を見直したものです。正確にどの程度アップさせるという目標は今のところ具体的には作っておりません。

会 長 : やはりこういう方針を出すときは、一つの目標設定は絶対必要だと思います。数字を出すことで、それにいかに近づいていくかということ。本市国保がその目標に向かってどのように変化していくのか。今回3月市議会定例会に、7.03%アップという保険税率を上程するわけですが、そのことを考えると、やはり数値目標をしっかり設定し、どうしていったら一番改善するのかを考えるとということだと思います。平塚市は経済的な問題(所得)も含めると、19市の中ではどちらかというところから下のところに位置するような背景もございます。そういった部分も含めながら、この取組みは大変苦しいところだと思います。しかし、この収納率をアップしていくということはやはり大事な点だと思いますので、例えば、数値が確定した平成26年度の現年度収納率88.67%の何ポイント増とするとか、一つそういった具体的な数値目標を設定し、また取組みをお願いしたいと思います。

ほかに何かございますか。

ほかに御意見等もないようですので、議題(1)「平成28年度平塚市国民健康保険事業運営基本方針(案)について」は、終わらせていただきます。

続きまして、議題(2)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について ～ 低

所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて～」を、議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局： それでは、事前に配付しました資料2を御覧ください。

平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正の大綱の国民健康保険税に関する改正内容の概要を説明した資料となっております。

国民健康保険税につきましては、平成28年度に保険税の税率を改定するため、「平塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」を3月市議会定例会に上程いたしますが、このこととは別に、平成28年度税制改正の大綱を受けて、根拠法令である地方税法施行令が改正される見込みとなりましたので、さらに国民健康保険税条例をその改正内容に合わせて改正することとなります。ただし、重複して改正する条文の箇所はありません。

この平成28年度税制改正の大綱に記載された内容について御説明いたします前に、国民健康保険税について少し説明させていただきます。昨年12月17日の国民健康保険運営協議会で、税率改定の説明をした時も同様の説明をしましたが、保険税の算定方法は、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分ごとに、所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額という3つの項目をそれぞれ算出し、最終的に世帯で合算した金額が保険税額となります。ただし、保険税額には、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額ごとに課税限度額があります。

また、所得割額を除く応益分の被保険者均等割額と世帯別平等割額については、世帯の所得が一定以下の場合には、7割、5割、2割を軽減するという措置があります。

それでは、今回の国民健康保険税に関する大綱に記載された内容につきまして御説明いたします。

まず、1「大綱の概要」を御覧ください。

一つ目の改正は、「国民健康保険税の課税限度額を基礎課税額は52万円から54万円に、後期高齢者支援金等課税額は17万円から19万円に引き上げること」となります。

今回の改正では、介護納付金課税額は据え置かれることとなりました。

この課税限度額の引き上げにつきましては、本市国民健康保険税条例では、地方税法施行令の課税限度額をそのまま適用する規定の仕方となっておりますので、このことについては、条例改正の必要はありません。

二つ目の改正は、「国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準を引き上げること」となります。

それでは、2の「制度の内容」の下段を御覧ください。左側の点線の枠で囲ってありますのが現行の軽減判定所得の基準額の算定式になります。また、その右側を

見ていただきますと、やはり点線の枠で囲ってありますのが改正後の軽減判定所得の基準額の算定式になります。

まず、5割軽減ですが、基準額の算定式の太字の部分「26万円」が「26万5千円」となります。世帯の被保険者等の人数1人につき、5千円が引き上げられることとなります。

次に、2割軽減ですが、基準額の算定式の太字の部分「47万円」が「48万円」となります。世帯の被保険者等の人数1人につき、1万円が引き上げられることとなります。

この軽減判定所得の基準につきましても、地方税法で政令の定める基準に従い、市町村の条例で定めることとなっておりますので、本市が独自に異なる基準を定めることはできないものです。したがって、当該大綱を受けた地方税法施行令の一部改正があった場合には、これに合わせて本市国民健康保険税条例を改正する必要があります。

この資料にはありませんが、この度の税制改正による本市国保会計の財政上の影響額等についてみると、まず、条例改正を行うこととなる5割、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の引き上げでは、2割軽減から5割軽減になる世帯は約90世帯、新たに2割軽減となる世帯は約170世帯となり、保険税収入は約540万円の減収となると見込んでおります。しかし、軽減により減収となる分につきましては、国、県からの公費による財政支援等によりカバーできると考えております。

また、条例改正の必要はありませんが、課税限度額の引き上げでは、限度額超過世帯が約115世帯減少し、保険税収入は約200万円増加すると見込んでおります。

ただ今説明いたしましたことが、平成28年度税制改正の大綱を受けた地方税法施行令の一部改正が行われた場合の本市国民健康保険税条例の改正の要旨等になります。

しかしながら、今の時点では、税制改正の大綱は閣議決定されたものの、国からは具体的な改正時期の詳細な情報は示されていません。

例年地方税法の一部を改正する法律が3月末に公布され、4月1日から施行されることから、地方税法施行令の一部を改正する政令も3月末に公布され、4月1日から施行されるものと見込まれています。

したがって、当該改正政令の公布を待って議会に上程したのでは、4月1日以降、5割、2割軽減の軽減判定所得の引き上げについて、条例が地方税法施行令に合わせてられなくなってしまうと思います。そこで、本市国民健康保険加入者の不利益にならないように、対応したいと思います。

今の時点での皆様の御意見をお願いいたします。

なお、5割・2割軽減の軽減判定所得の引き上げ及び課税限度額の引き上げにつきましては、平成26年度及び平成27年度の税制改正においても行われています。

事務局から説明は以上になります。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

委 員 : 課税限度額の引き上げで影響を受ける世帯が 115 世帯。軽減判定所得の引き上げのところでは 2 割から 5 割になる世帯は 90 世帯、2 割には 170 世帯が新たに加わるということでしたけれども、保険税には均等割がありますから、同じ所得をもらっている世帯でも、家族が 2 人のところと、2 人のお子さんがある 4 人世帯のところと。そうしますと、同じ収入なのに、お子さんが多くいらっしゃるそこはそれだけ負担が多くなるという状況がございます。今、子育て支援とか、平塚で子育てするならということを入れてるところですが、子どもさんが多くなればなるほど、この国民健康保険に入っている御家族は大変な負担になってくという状況です。このところを減免ができないものなのか、そういうお考えがあるのか、今後どのようにしていかれるのか、私はぜひ進めていただきたいと思うのですが、お考えをお聞きしたいと思います。

事務局 : 平成 28 年度の税率改定に当たっての考え方ですが、法定割合の応能割 50、応益割 50 ということで進めさせていただいておりますが、地方税法の中には、応益割の割合も書いてあります。応益割の割合については、被保険者均等割は 35%、世帯別平等割は 15% にしなさいとなっております。ただ、確かに委員がおっしゃられたとおり、被保険者数が多くなった世帯の方が負担が重くなるということがありますので、今回税率改定させていただくに当たりまして、その率につきましては、概ねですが、基礎課税額も後期高齢者支援金等課税額も介護納付金課税額についても被保険者均等割はだいたい 33% くらい。世帯別平等割は 17% くらいの割合で被保険者均等割の方を少なくして、世帯の人数が多くなる世帯に、負担が重くならないようにというような形の負担割合にさせていただいております。

委 員 : そうしますと、今よりも改善するということはできないということなのでしょうか。

事務局 : 地方税法の改正による 5 割、2 割軽減については、この形で行うことになります。それ以外に市独自の減免申請ですが、こちらは随時受け付けておりますので、納税に関して、難しいという方につきましては、ぜひ遠慮なく来ていただいて、適切な事務を執行していきたいと思っております。

委 員 : 納付が難しいという時には言ってほしいということですが、同じ収入で今まで払ってきて厳しいと言っている、そのところが減額、減免に本当につながるのかというところは非常に疑問があります。平塚市の中で、減免、一部負担金の減免とか色々ありますが、あまり実施されていないというのが実態です、そういうことで厳しいです、子育ての中で非常に厳しいといった時に減免ができる条件というものとしてどのようなことがあるのでしょうか。

事務局 : こどもの医療全般ではなくて、国民健康保険に関してということによろしいですね。先ほどお答えした減免申請の中には、色々な減免がございまして、委員さんが御質問されているのは生活困窮による減免というものに当てはまると思います。国民健康保険税減免取扱規程の中で明確に定められておりまして、その中で、適正に事務を行っていくように考えております。

会 長 : ほかにはいかがでしょうか。
特にございませんか。

それでは、御意見、御質問が出そろったようですので、この辺で意見の取りまとめをさせていただきたいと思っております。

例年地方税法施行令の一部を改正する政令は、3月末に公布され、4月1日から施行されるため、このままでは、4月1日以降、地方税法施行令と本市保険税条例に齟齬が生じてしまいます。

このような事態を避けるため、適切な措置を講ずるよう市長に要望するということによろしいでしょうか。

それでは、平塚市国民健康保険税条例の一部改正について、条例改正が滞りなく行われるよう市長に対し建議という形で要望をあげたいと思っておりますので、私にお任せいただけるでしょうか。

委 員 : 異議なし。

会 長 : ほかに御意見等もないようですので、議題(2)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正について ～ 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて～」は、終わらせていただきます。

次に、議題(3)「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 事務局としましては他に議案はありません。これをもちまして平成27年度の国民健康保険運営協議会の開催は終了となります。次回は平成28年度になりますが、6月30日の木曜日、時間は14時から本館7階の710会議室で、第1回の運営協議会を開催させていただきたいと考えています。

また、第2回は8月18日か、8月25日の木曜日の午後を考えています。

ここで委員の皆さんに御相談ですが、これまで運営協議会の開催につきましては、保険医を代表される委員さんが木曜休みが多いと考え、木曜日に開催してきましたが、来年度もそれでよいか確認させてください。お願いします。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などは、ございませんか。

《特に委員からの質問等なし》

来年度も木曜日ということによろしいでしょうか。

ほかに御意見等もないようですので、議題（3）「その他」は、終わらせていただきます。

用意された議題は一応終了しました。そのほかに委員の皆様から御意見等があればお伺いしたいと思います。

《特に委員からの発言なし》

そのほかにございませんか。

特に無いようでございますので、これをもちまして閉会といたします。

ありがとうございました。